

家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、愛媛県内で発生した家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する伝染性疾病をいう。以下同じ。）に関して、法に基づき甲が行う防疫活動を迅速かつ的確に実施するための支援活動に係る業務（以下「支援活動業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、家畜伝染病発生時における支援活動業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、家畜伝染病発生時に、支援活動業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 第 1 項の要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（支援活動業務）

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する支援活動業務は、次のとおりとする。

- (1) 重機、資材の調達
- (2) 防疫活動における埋却
- (3) その他甲が必要とする業務

（支援活動業務実施業者）

第 4 条 乙は、支援活動業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ支援活動業務を実施する業者（以下「支援活動業務実施業者」という。）を選定しておくものとする。

2 支援活動業務実施業者が支援活動業務に従事させる者は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者に限るものとする。

（支援活動業務の指示）

第 5 条 支援活動業務実施業者は、支援活動業務の実施箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて、その支援活動業務実施業者として選定された区域（以下「担当区域」という。）に係る支援活動業務を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援活動業務実施業者は、担当区域を所管する地方局長の指示を受けた場合には、担当区域以外の区域に係る支援活動業務を行うものとする。

（支援活動業務の報告）

第 6 条 支援活動業務実施業者は、支援活動業務を実施したときは、当該支援活動業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 支援活動業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 支援活動業務の実施に伴い、支援活動業務実施業者が第三者に損害を及ぼした場合又は支援活動業務実施業者の重機、資材に損害が生じた場合は、当該支援活動業務実施業者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第9条 この協定に基づく支援活動業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

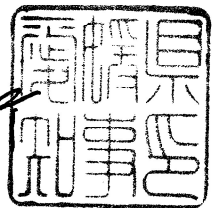
平成22年7月8日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

加戸守



松山市二番町四丁目4番地4

乙 社団法人愛媛県建設業協会

会長

石岡仁志

